

令和 8 年度仙台市地域中核企業プレゼンス向上支援業務委託仕様書（案）

1 目的

本市では、外貨獲得や域内取引・雇用の増加、賃金引上げ等の実現により地域に経済的インパクトをもたらすことに加え、その企業の存在やその企業での働き方、その企業が生み出す商品・サービス等が地域に活力を与え本市の魅力となるような社会的インパクトをもたらす企業を創出するため「地域中核企業輩出支援パッケージ」により地域企業を支援している。

本業務は、全国に向け、仙台市の地域中核企業輩出支援パッケージを活用する企業（以下「支援先企業」という。）の取組を広く発信するものである。これにより、仙台の企業や取組が域外において評価されることで、その効果を東北地域全体へ波及させ、支援先企業の認知度向上を図るとともに、市内さらには東北地域全体における企業の規模拡大や成長志向への変革機運を醸成し、地域中核企業の輩出につなげることを目的とする。

2 業務内容

受託者は、上記 1 の目的を達成するため、下記に定める業務を総合的に企画・運営するものとする。

(1) 業務実施方針の策定

業務の目的を効果的に達成できる実施方針を策定すること。また、成果目標（KPI）を設定し、達成に向けた具体的な方策を提示すること。

(2) 支援先企業の認知度向上に係る情報発信

以下の事項を踏まえ、業務を実施すること。

- ・ 掲載内容については受託者が提案し、本市と適宜協議・調整の上決定すること。
- ・ 掲載媒体は、特設サイト「SENDAI CORE COMPANY (<https://www.sendai-core-company.jp/>)」（以下「本 WEB サイト」という。）とするほか、外部メディアとの連携による掲載も可能とする。
- ・ 情報発信にあたっては骨子案を作成し、本市と協議・調整すること。
- ・ 本市が実施する他施策との連携を検討し実施すること。
- ・ 取材に係る受託者の交通費等は委託料に含む（本市職員や支援先企業が同行する場合の交通費は各自の負担とする）。
- ・ 取材先等との各種調整は受託者が実施すること。

ア 支援先企業に関する取材記事制作

- ・ 総合的支援（付加価値向上コース）において、令和 8 年度に新たに選定された支援先企業を対象とし、認知度向上に資する内容とすること。
- ・ 記事掲載件数は 5 件以上とする。

イ 支援先企業に関するコンテンツ企画・制作及び記事制作

- ・ 総合的支援（付加価値向上コース）において、令和 6・7 年度に選定された支援先企業に関するコンテンツを企画・制作すること。
- ・ 記事掲載件数は 5 件以上とする。

（3）域外企業との学びの場の機会創出

ア ロールモデル企業を活用した研修プログラムの企画・実施

- ・ 支援先企業の課題解決や成長の加速に向け、支援先企業同行のうえ、域外におけるロールモデル企業を活用した研修プログラムを企画・実施すること。
- ・ 以下の課題解決や企業成長に資するロールモデル企業を対象に実施すること。
- ・ ロールモデル企業数は 4 社以上を基本とするが、原則として受託者がプロポーザル時に提案した件数とする。
- ・ 研修プログラムの実施にあたり発生する費用は委託料に含む。

<課題例>

- ①右腕・幹部層の不足
- ②優秀な営業人材の不足
- ③営業力強化
- ④経営幹部人材の育成
- ⑤財務・管理会計ノウハウの不足
- ⑥M&A ノウハウの未蓄積
- ⑦組織体制の整備

イ レポート記事の作成・掲載

研修プログラムの過程および参加企業の行動変容等についてレポート記事として取りまとめ、本 Web サイト掲載用の記事を作成すること。

（4）地域企業交流イベントの企画・運営等

ア イベントの企画・運営

- ・ 東北地方全体における企業や自治体の変革・成長マインドへの転換、行動変容への促進につながるイベントを開催すること。
- ・ 全国で総合的支援（付加価値向上コース）と類似した事業を実施している自治体および企業のペアを複数招聘すること。
- ・ イベントはマルチトラック方式等、効果的な手法で開催すること。
- ・ 参加者数は 300 名程度を想定している。
- ・ イベントの企画調整、周知案内、会場確保、当日の運営等を行うこと。
- ・ 開催方法はリアルイベントとする。
- ・ 実施内容、時期、会場、広報手段等具体的に提案すること。
- ・ 当日運営のほか、参加者の募集・管理、運営マニュアル等の作成、イベントの広報、参加者への事後アンケート等を行うこと。

イ アフターフォローの企画・運営

イベント終了後に、登壇者及び参加者が継続的に交流できるフォローアップ施策を企画・運営すること。

ウ イベントレポート記事の作成・掲載

地域企業交流イベント及びアフターフォローの様子を取材・撮影し、レポート記事を作成すること。

(5) その他独自提案による業務

本業務の効果を一層高めるために有効と考えられる施策を検討し、発注者と協議のうえ実施すること。

(6) 地域中核企業輩出支援パッケージにおける支援者との連携

受託者は、必要に応じて他業務受託者と情報共有及び意見交換を行い、支援内容の連携を図ること。

(7) 成果物の納品

本業の実施内容、KPI 結果及び成果等を取りまとめた実績報告書を電子ファイルにより納品すること。

(8) 定期打合せの実施

業務の進捗確認のため、定期的に打合せを実施すること。打合せでは、業務の進捗状況等を受託者より報告するものとし、打合せのアジェンダ及び議事録を作成し本市へ提出する。

3 委託料の減額

業務の実施内容を提案書や仕様書等の関係書類と照合し、当該関係書類に記載された具体的な指標等に対して、不足があると本市担当者が判断する場合は、協議の上、契約変更により契約金額の減額を行うものとする。

4 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 知的財産権の取り扱い及び機密保持

(1) 知的財産の取り扱い

本業務の遂行により発生した発明、創作等によって生じた特許権、著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）、その他の知的財産権の取扱いについては、原則として以下のとおりとする。

- ・ 受託者は、本業務により生じた、著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含むすべての著作権を発注者に譲渡し、発注者が独占的に使用するものとする。なお受託者は発注者に対し、一切の著作者人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。
- ・ 第三者が権利を有する著作物を使用する場合には、受託者は著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- ・ 発注者は本業務の成果品の全部をホームページ、フェイスブック、プレスリリースサイトその他発注者が必要と考える媒体に掲載できるものとする。
- ・ 本業務の遂行に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争等の原因が専ら発注者の責に帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うこととする。

(2) 機密保持

受託者は、本業務により知り得た情報を業務中並びに完了後も業務に関係のない第三者に漏らしてはならない。

6 その他

- ・ 本仕様書にないものは仙台市及び受託者の協議により定める。
- ・ 提出された書類は返却しない。なお、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報開示の対象となる。
- ・ 本業務の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、著作権法、その他法令を遵守すること。
- ・ 本業務の関係書類や会計帳簿等は、業務実施終了後 5 年間は保存すること。また、業務実施後に閲覧が必要になった場合は、協力すること。
- ・ 本業務の実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱に万全の対策を講じること。
- ・ 受託者は、「仙台市行政情報セキュリティポリシー」、「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」及び別添「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」、「行政情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守することとし、それらに変更があった場合は、これに適合するよう必要な措置を講じること。

※「仙台市行政情報セキュリティポリシー」は、下記アドレスを参照のこと。

<http://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/mokuji/index.html>

※「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」は、下記アドレスを参照のこと。

<http://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/security/guidelines.html>

- ・ 受託者は、業務の内容及び範囲について仙台市と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。また、打合せの内容を記録し、随時、仙台市へ提出すること。
- ・ 業務の進捗状況に関して、随時仙台市に報告するとともに、必要に応じ協議、調整を行うこと。

- ・ 本委託業務の全部を第三者に再委託することは認めない。ただし、本委託業務の一部（主たる部分を除く。）について事前に仙台市の承諾を得た場合はこの限りでない。
- ・ 受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。

(<http://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shogai.html>)